

安全対策情報（令和6年度11月～1月期）

【ポイント】

- イスラエルとレバノンとの間の停戦合意が発効した2024年11月27日以降も南レバノン県、ナバティーエ県、バールベック・ヘルメル県、ベカー県及びアッカール県では、局所的にイスラエルからの攻撃が発生しています。
- イスラエルによる攻撃が頻繁に発生した地域には不発弾が残存しており、除去作業が行われています。
- 1月以降、国内各地で凶悪犯罪が多発しており被害が発生しています。主に窃盗が動機と見られる（殺害）事件が確認されています。また、ベイルート市街地を含む国内各地にて凶悪犯罪や個人間トラブルに起因する銃器使用事例が多発しております。また、オートバイに乗った男性らが歩行者のバッグ等を狙う事例が多発しています。
- 近年、レバノン国内において立入制限区域（ベイルート南部郊外ダーヒエ地区を含む）内に侵入した日本人がレバノン国軍（LAF）や治安機関に拘束される事例が増加しています。どのような目的であれ、同地域への渡航は止めてください。

1 治安情勢

（1）地域的武力衝突

ア 2023年10月8日以降、レバノン南部の国境地帯において、イスラエル国防軍（IDF）及びヒズボラーとの攻撃の応酬が発生しており、民間人を含めて死傷者や被害が生じています。攻撃の応酬は2024年10月以降激化し、2024年12月4日のレバノン保健省の発表によると、レバノン国内において死者4,047人以上、負傷者16,638人を発生させました。

イ イスラエルとレバノンとの間の停戦合意が発効した2024年11月27日以降も南レバノン県、ナバティーエ県、バールベック・ヘルメル県、ベカー県及びアッカール県では、局所的にイスラエルからの攻撃が発生しています。また、同地域及び停戦発効前にイスラエルによる攻撃が頻繁に発生したベイルート南部郊外（ダーヒエ地区）には不発弾が残存しており、除去作業が行われています。

ウ 2025年1月26日（60日間のIDF撤退期限）までに撤退が完了しておらず、2月1日現在、2月18日まで期限が延長されています。地域情勢の影響を受けて急激に情勢が緊迫化し、引き続き商用便の運航が突然停止する危険性があります。

【レバノン危険・スポット・広域情報】

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_055.html#ad-image-0

(2) 一般犯罪・凶悪犯罪傾向

- ア 1月以降、国内各地で凶悪犯罪が多発しており被害が発生しています。主に窃盗が動機と見られる（殺害）事件が確認されています。また、オートバイに乗った男性らが歩行者のバッグ等を狙う事例が多発しています。
- イ 燃料不足、停電、食料品及び医療品等の生活必需品の不足・価格高騰が深刻化し、国内全域において窃盗、薬物犯罪等の各種犯罪が増加傾向にあります。治安機関は、こうした薬物、窃盗、殺人、銃撃、暴力等の各種犯罪の取り締まりを強化しているものの、特にシリアとの国境付近では、武装集団が通行車両を停車させ運転手を銃器で脅して車両、携帯電話、現金及び物資を奪う事件や地元部族間の抗争に伴う銃撃、地元部族と国軍との武力衝突及び報復行為が確認されており注意が必要です。
- ウ 過去の内戦の影響で国内では銃器の入手が比較的容易であり、銃器関連犯罪が頻繁に発生しています。また、違法薬物の蔓延も深刻化しています。

(3) 銃器使用事案

- ア 1月以降、ベイルート市街地を含む国内各地にて凶悪犯罪や個人間トラブルに起因する銃器使用事例が多発しております。また、シリアとの国境付近における集団同士の抗争や犯罪組織と治安機関との衝突が死傷者を伴う銃撃戦へと発展するケースも確認されています。こうした事案では、過去に拳銃等の小火器のみならず、ロケットランチャー（RPG）などの重火器が使用されるケースも確認されています。
- イ 国内では銃器の入手が比較的容易であり、銃器のまん延による潜在的な危険が存在するという状況認識の下、平素より行動にはご注意ください。万が一周囲でトラブル等が発生した際は直ちにその場から退避する、銃撃事案に遭遇したらその場又は分厚い壁等近くの物陰に伏せ、状況に応じて退避行動を取るなど、安全の確保を最優先に実施いただくようお願いいたします。

(4) テロ情勢

レバノンでは 2023 年中にテロ事件の発生はありませんでしたが、LAF や治安機関によるテロリストの検挙は多数発表されており、引き続き注

意が必要です。2023年8月には、シリア・ダマスカスで2023年7月に発生した爆弾テロ（「イラク・レバントのイスラム国（ISIL）」が犯行声明発出）に関与した疑いのあるISIL関係者がベイルート南部郊外に潜伏していたところを発見されています。レバノン滞在中は治安情勢に関する報道をフォローし情報収集に努めるなど安全の確保に十分注意を払ってください。また、万が一爆破・銃撃テロ事件に遭遇した場合にはその場又は分厚い壁等近くの物陰に伏せ、その後の状況に応じて退避行動をとってください。

（5）誘拐・脅迫事件発生傾向

レバノン国内で過去に日本人が誘拐された事例はありませんが、2022年、2023年共に、外国人が身代金目的誘拐の被害に遭う事案が各地で発生しています。夜間、銃器を持った犯人が、脅迫した上、車両で連れ去る事件が確認されています。また、ベカー県、バールベック・ヘルメル県、北レバノン県トリポリ、アッカー県等において、レバノン人及びシリア人が身代金目的で誘拐される事件が発生しており、警戒が必要です。

（6）抗議行動

ア レバノン国内の経済危機が継続する中、国民の多くの割合が貧困層となり、国内各地で生活困窮者等による抗議行動が常態化しております。他方、今期においては為替レートが安定しており、一時期と比較すると抗議行動の発生率は比較的低下水準で推移しています。他方、抗議行動自体は概ね平和的に行われているものの、治安当局との小競り合い等により負傷者が出た事例や発砲で死傷者が出た事例も確認されています。抗議行動に遭遇した場合は興味本位で決して近づかず、速やかにその場を離れるようにしてください。

イ 抗議行動に伴い、道路が突発的に閉鎖される可能性もあります。特に空港を利用される方は事前に航空会社の運行情報や道路情報等を確認し、時間にゆとりをもって行動されるようお願いいたします。銀行はATMでの引き出し限度額の引き下げや国外への送金の制限といった措置を行っています。また、食料品等の日用必需品やガソリン、医薬品等の調達に支障が生じる可能性があります。そのため、生活に必要な現金を手元に置く、医薬品やガソリン及び日用必需品を日頃からこまめに確保する等の予防策を取ることをご検討ください。

【防犯対策のポイント】

- 夜間は一人で歩かないようにし、複数人での外出を心掛ける。
- 人目を引くような華美な服装・装飾品を身につけない。
- 昼間でも薄暗い公園や裏通りなど、人通りの少ない場所は避ける。
- タクシーを利用する際は、流しのタクシー等を利用することは控え、ドライバーの人定事項が確認できるタクシー会社に配車を依頼して利用する。
- 危険を感じたら、躊躇せず周囲の人に助けを求める。また、万一に備えて防犯ブザー等大きな音を出すものを身につけ、危険を感じたら直ちに使用する。
- 周囲に不審者、不審車両がないか常に確認し、下を向いて歩かず前後左右の人の動きに注意を払う。
- 両替所やATMで一度に多額の両替・引き出しをしない。また、両替や現金引き出し後の周囲の動向に注意する。
- 多額の現金は持ち歩かないようにし、所持金は分散して持つ。むやみに人前で財布を取り出さない。
- バッグ類は、安易に椅子の後ろにかけたりテーブルの下に置いたりせず、常に目に見える場所で確実に管理するよう心がける。また席を外す際には必ず持ち歩く。
- 路上を歩く際は、バッグなどはたすき掛けで肩に掛け、身体の前で抱えて持つ。
- 違法薬物に関する誘引には乗らず、速やかにその場を離れる。
- ひったくりや強盗に遭った場合は、身を守るため、絶対に抵抗しない。

2 対日感情及び日本企業等の安全に関わる諸問題等

(1) 現在のところ、レバノン国内において、日本人及び日本権益を標的とした脅威情報は確認されておりませんが、2023年10月以降、情勢が極めて流動化かつ不安定化しています。国連での投票行動をめぐって日本に危害を加える旨のソーシャルメディア上の投稿がなされるなど、情勢によっては日本への反感が高まり攻撃の標的とされる可能性もあります。

(2) 過去にベイルート市内において日本人が貴重品(財布、スマートフォン等)の盗難被害等に遭った事案も複数件確認されており、渡航・滞在に際しては十分な注意が必要です。万が一、スリ、ひったくり等の被害に遭われた際は、大怪我を負う可能性がありますので、絶対に抵抗しないでください。自ら解決しようとせず、速やかに最寄りの警察署(国家警察軍: ISF)へ通報し被害届を提出いただくと共に、日本国大使館(連絡先は以下のとおり)にもご一報いた

だきますようお願いいたします。

(3) 近年、レバノン国内において立入制限区域（ベイルート南部郊外ダーヒエ地区を含む）内に侵入した日本人が LAF や治安機関に拘束される事例が増加しています。どのような目的であれ、同地域への渡航は止めてください。

【レバノン安全対策基礎データ（滞在時の留意事項 4. 立入制限区域等）】

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_055.html

● 在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751～3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

Eメール：consular.section@bt.mofa.go.jp

FAX番号：+961-(0)1-989754

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。